

市立小・中学校の通学区域の見直し（案）について (H27.10 泉佐野市教育委員会)

泉佐野市の児童数は、昭和54年の10,075人をピークに減少に転じた後、空港関連地域整備事業の進捗や空港開港によるまちづくりの進展に伴い、平成19年には6,598人にまで一旦回復しました。しかし、平成27年には5,265人と再び減少しており、少子高齢化が進むなか、今後も減少傾向が続くものと予測されます。

一方、本市における通学区域は、昭和56年の中央小学校の開設に伴う通学区域の変更以降、小学校の通学区域の大きな見直しを行っておらず、この間の少子化の進行と住宅開発などによる児童数の地域的な偏在が生じており、今後もこうした傾向が続くことが予想され、現行の通学区域では望ましい教育環境の提供が難しくなっています。

また、近年、通学区域の大きな変更の無い中、空港開港に向けた都市基盤整備により、幅員が広く交通量の多い道路が建設されるなど、児童・生徒の登下校時の環境が大きく変化しており、鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる危険性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、平成25年12月17日、教育委員会から教育問題審議会に対して、市立小学校及び中学校の通学区域の見直しを検討するよう諮問を行いました。

教育問題審議会では、将来人口推計において、本市も少子高齢化予測があることや学校の統廃合を行わないことなどを前提として、各学校における児童・生徒数の推移や学校施設の規模、通学区域等の現状を明らかにし、現在の通学区域の課題の整理を行ったうえで、子どもたちにとって望ましい教育環境の提供を第一に考えて、審議が進められました。そして、平成27年9月1日、約1年半、計11回にわたる審議を終え、教育問題審議会から教育委員会に対し、「泉佐野市における適正な通学区域について」の答申書（※別添参考資料）が提出されました。

この答申を受け、平成27年9月11日、14日に開かれた教育委員会議において、新通学区域についての審議が行われ、教育委員会としての「市立小・中学校の通学区域見直し(案)」が作成されました。

以下がその内容となります。

1. 通学区域の再編（案）について

再編案は、教育問題審議会の答申書において示された「通学区域に関する基本的な考え方」、なかでも特に、「大規模校、小規模校の是正」、「鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性の回避」を重視し、教育問題審議会の再編案を基本に、教育委員会議において、一部変更区域を追加しております。

① 小学校別の再編案

(※ 部分は、教育委員会議において審議会の再編案に追加した区域。)

通学区域が変更となる小学校 (変更前)	通学区域が変更となる区域	変更後の小学校
第一小学校	羽倉崎、松原町	末広小学校
第二小学校	高松西・高松南・中町の一部(空港連絡道路の和歌山側)	末広小学校
	栄町、若宮町、大西	第一小学校
	大宮町、上町	第三小学校
日新小学校	泉陽ヶ丘	中央小学校
	中庄の一部(JR熊取駅西地区)	佐野台小学校
長坂小学校	泉ヶ丘1丁目、2丁目	佐野台小学校
日根野小学校	野々地蔵の一部(JR阪和線より浜側)	中央小学校
	野口・西出の一部(空港連絡道路の和歌山側)	上之郷小学校
	土丸	大木小学校
上之郷小学校	母山・机場の一部(空港連絡道路の大阪側)	日根野小学校
末広小学校	長滝の一部(府営長滝第一住宅周辺)	長南小学校
中央小学校	市場西の一部(国道26号線の浜側)	第二小学校

② 中学校別の再編案

通学区域が変更となる中学校 (変更前)	通学区域が変更となる区域	変更後の中学校
佐野中学校	長滝の一部(府営長滝第一住宅周辺)	長南中学校
新池中学校	上町、市場西の一部(国道26号線の浜側)、中町	佐野中学校
第三中学校	泉ヶ丘1丁目、2丁目	新池中学校
日根野中学校	野々地蔵の一部(JR阪和線より浜側)	

③ 通学区制度の弾力的運用の拡大について

現在、小学校において運用されている「通学区制度の弾力的運用」を拡大し、隣接する中学校への就学を一部可能とします。

指定校	受入可能校
佐野中学校（末広小校区）	長南中学校
日根野中学校（上之郷小学校区）	

※通学区制度の弾力的運用…地理的に近いなど一定の条件を満たした場合、隣接校等への就学を認める制度

④ 調整区域について

調整区域とは、保護者からの申請に基づき、通学区域に応じて指定された小学校又は中学校の変更が認められる区域のことで、調整区域に住所のある児童が、一定の条件を満たせば、通学区域外の小・中学校への就学が可能となります。現在、市内8ヶ所の調整区域が設けられています

審議会では、「地域コミュニティ、子どもたちの繋がり、小中連携等の観点から、調整区域は望ましくない。」としておりましたが、通学距離、歴史的な経緯、地域やコミュニティの関係から現在の通学区域へ通学させたいという保護者等の強い思いや地域からの要望もあり、地域住民の実情や要望に即して、一定の配慮をすべきであるという考えも否定できないため、今回の再編により、通学区域が変更となる区域については、新通学区域の指定校と変更前の指定校のいずれかを選択できる調整区域とします。

また、従来から調整区域であった区域のほとんどが今回の通学区域変更に伴う調整区域に含まれることとなりますが、それ以外の箇所があり、そのうち、歴史的経緯やコミュニティの関係を考慮し、今後も調整区域とする必要性があると考えられる区域（下表に示す区域）を、引き続き、調整区域とします。

許可区域	指定校	選択可能校
岡本・安松の一部（羽倉崎上町との隣接部分）	末広小学校	長南小学校
上之郷の一部（JR 車両基地の浜側）	上之郷小学校	
日根野の一部（貝ノ池の浜側）	中央小学校	日根野小学校

なお、調整区域の設定期間につきましては、新通学区域の施行後、少なくとも10年間は設けることとし、10年が経過した地点で、区域内の児童・生徒の通学状況などを検証し、その存廃等を検討することとします。

② 通学区域の再編における経過措置等について

- ・通学区域が変更となる区域を調整区域とすることで、在校生が従前の指定校に引き続き通学すること、兄弟が従前の指定校に在籍する未就学の弟妹が同じ学校に入学することが可能となり、経過措置を設ける必要性がありませんので、特に定めません。
- ・新通学区域の適用は、原則として、平成29年度入学の新一年生からとします。ただ

し、平成 28 年度入学の新一年生で、新通学区域の指定校への就学を希望する場合、1 年前倒しで就学できるよう、特別の配慮を行います。

また、在校生につきましては、平成 29 年度以降、新通学区域の指定校への就学を可能としますが、原則として、転学は一回限りとします。

2. 今後のスケジュール（予定）

平成 28 年 1 月上旬に開催される定例教育委員会議において、地域説明会やパブリックコメントで出された意見を踏まえ、新通学区域を決定します。

なお、新通学区域の施行は、平成 29 年 4 月とします。